

豊中市メンタルヘルス対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 メンタルヘルス計画（平成29年3月策定）に基づき、市民一人ひとりのメンタルヘルスの向上により、こころ豊かで生き生きとした地域・まちを実現するために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため、豊中市メンタルヘルス対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) メンタルヘルス計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) メンタルヘルス計画に基づく施策の推進及び連携調整に関すること。
- (3) メンタルヘルス対策に係る課題の検討、調査及び研究に関すること。
- (4) その他、メンタルヘルス対策の推進のために必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる関係機関・団体等で組織する。

- 2 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部長、副委員長は福祉部長にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長は、第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、委員のほか関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員長は、第2条各号の事項について専門的な見地からの助言や専門知識の提供を求めるため、推進会議のもとにアドバイザーを置くことができる。
- 7 委員長は、メンタルヘルス対策の推進のため必要があると認めるときは、第7条に定める専門部会を設置することができる。

(運営)

第4条 推進会議は、調整会議、ネットワーク会議、専門部会に分けて運営する。

(調整会議)

第5条 調整会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織し、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) メンタルヘルス計画に基づく実施計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 実施計画に基づく事業の推進及び連携調整に関すること。
- (3) 実施計画に基づく事業に係る課題及び対策に関すること。
- (4) ネットワーク会議への支援、及び専門部会の設置に関すること。
- (5) その他、メンタルヘルス対策にかかる事業の推進に関すること。

- 2 調整会議の委員長及び副委員長は、推進会議の委員長及び副委員長が兼ねる。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 調整会議は、原則として年2回以上開催する。

(ネットワーク会議)

第6条 ネットワーク会議は、別表1に掲げる関係機関、団体等に所属する者の中から、その長の推薦を受けた者をもって組織し、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) メンタルヘルス対策に係る情報交換と課題の共有に関すること。
 - (2) メンタルヘルス計画及び実施計画に基づく事業の実施、ならびに連携・協働に関すること。
 - (3) 実施計画に基づく事業及び専門部会の活動状況と課題の共有、調整会議への報告、ならびに意見・提案に関すること。
 - (4) その他、メンタルヘルス計画及び実施計画に基づく事業の推進に関すること。
- 2 ネットワーク会議に、座長及び副座長を置き、座長は、豊中市健康医療部保健予防課長、副座長は豊中市人権政策課長の職にある者をもって充てる。
 - 3 座長は、会議を招集し、進行及び専門部会等の総合的な連絡調整を行う。
 - 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
 - 5 ネットワーク会議は、原則として年1回以上開催する。

(専門部会)

第7条 第6条第1項に定める協議事項のうち、メンタルヘルス対策を推進するうえで特に急務とする課題に対し専門的かつ効果的な検討を行うため、ネットワーク会議のもとに別表3に掲げる専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、別表1に掲げる構成機関、団体等のうち、各課題に関して専門性や関係性の高い者をもって組織し、第6条第1項各号に掲げる事項について協議する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は推進会議委員長が指名する。
- 4 専門部会は、第9条に定める事務局が招集し、部会長が進行を行う。
- 5 専門部会は、年次計画に基づき、必要に応じて開催し、設置の目的を達成した場合は、解散する。

(秘密の保持)

第8条 推進会議の委員及び出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、豊中市健康医療部保健予防課に置く。

2 事務局は、推進会議の事務局として、次に掲げる事務を行う。

- (1) 推進会議に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) その他推進会議の運営及びメンタルヘルス対策を推進するために必要な事項
(経費負担)

第 10 条 推進会議に出席するために必要となる経費については、構成機関等において負担する。ただし、第 3 条第 5 項及び第 6 項に規定する者の出席については、この限りではない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるものほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）9 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 元年（2019 年）7 月 25 日から実施する。

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から実施する。

別表1 (第3条関係「メンタルヘルス対策推進会議」)

委 員 長	健康医療部長
副 委 員 長	福祉部長
関係機関団体	一般財団法人 とよなか男女共同参画推進財団
	一般社団法人 豊中市医師会
	一般社団法人 豊中市薬剤師会
	公益社団法人 大阪精神科診療所協会
	社会医療法人 北斗会
	医療法人 豊済会
	豊中市内精神科訪問看護ステーション
	豊中市障害者相談支援センター
	豊中市地域包括支援センター
	社会福祉法人 関西いのちの電話
	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
	豊中商工会議所
	豊中市民生・児童委員協議会連合会
	豊中市断酒会
大 阪 府	大阪府こころの健康総合センター
	豊中警察署
	豊中南警察署
豊 中 市	危機管理課
	人権政策課
	総務部 職員課
	市民協働部 くらし支援課
	福祉部 地域共生課 福祉事務所
	障害福祉課
	長寿社会政策課
	長寿安心課
	健康医療部 健康政策課 保健予防課 母子保健課
	こども未来部 こども政策課 こども相談課
	消防局 救急救命課
	教育委員会 学務保健課 児童生徒課
	豊中病院 精神科・産婦人科
アドバイザー	学識経験者

別表2 (第5条関係「調整会議」)

委 員 長	健康医療部長
副 委 員 長	福祉部長
危機管理課長	
人権政策課長	
総務部	職員課長
市民協働部	くらし支援課長
福祉部	地域共生課長
	福祉事務所長
	障害福祉課長
	長寿社会政策課長
	長寿安心課長
健康医療部	健康政策課長
	保健予防課長
	母子保健課長
こども未来部	こども政策課長
	こども相談課長
消防局	救急救命課長
教育委員会	学務保健課長
	児童生徒課長
アドバイザー	学識経験者

別表3 (第7条関係「専門部会」)

I 子ども・若者のメンタルヘルス対策
生涯を通じたメンタルヘルスのために、出生時から健康なこころを育むとともに、こころの不調等への気づきと援助希求行動の促進、不調の早期発見と重症化の予防、若年層の自殺予防、並びに活動や参加の促進について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。
II 女性のメンタルヘルス対策
生理的特性や社会環境要因からメンタルヘルスに不調をきたし易い女性に対して、こころの健康を保つとともに、不調等への気づきと援助希求行動の促進、早期発見と適切な医療・ケアの提供による重症化の予防、妊産婦等の自殺予防、並びに出産や子育て、就労等活動や参加の促進について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。
III アルコール依存症予防対策
市民の健康増進及び中小企業の健康経営のバックアップを目的として、アルコール健康障害に対する知識の普及や、多量飲酒者の早期発見と適切な指導による中高年の自殺及びアルコール依存症の予防、並びに多量飲酒や依存症からの回復・社会復帰について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。
IV 災害時等こころのケア体制づくり
大規模な自然災害だけでなく、学校や職場、地域等集団の中で事件や事故等トラウマティックな出来事が発生した場合の、集団及び個人のメンタルヘルスの早期回復と重症化及び自殺予防に必要な適切な支援・サポート体制、並びに平常時からの市民および支援者のストレスに対処できるこころの健康づくり等について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。
V 精神障害者にかかる地域包括ケア体制づくり
精神疾患のある人が未治療や治療中断等のために地域生活が困難にならないよう、また自殺危機にある人が再び安心して生きることを継続できるよう、保健、医療、福祉、介護等による包括的ケアを提供するため、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。